

## 令和 8 年 度 予 算 編 成 方 針

将来的な生産年齢人口の減少は避けられない一方で、社会情勢の変化に伴い行政に期待される役割が多様化・複雑化する中にあるのは、限られたリソースから高い政策効果を生み出すことが求められている。

本市においては、これまでににおいても変容する社会情勢や新たな行政ニーズを的確に捉え、これらを適切に反映した施策を実施しているものの、大規模な建設事業の実施に伴う公債費の大幅な増大をはじめ、人件費や扶助費といった義務的経費の増加が避けられない状況であり、市の魅力を高める政策的経費の確保が一段と厳しい局面を迎えることが予想される。

こうした状況の下、予算編成を進めるにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、施策の目標・目的を明確にし、中長期的な展開を見通しながら、目的達成に向けた手法やその成果をチェックするなど不断の見直しを徹底されたい。

また、令和 8 年度は、今後 10 年間の新たなビジョンとともに、「新・しき躍進計画 35」で掲げた重点施策を展開させていくための地固めの年である。新規施策の展開に際しては、既存の枠にとらわれない柔軟な発想を持ち、持続可能な志木市であり続けるため、未来志向のまちづくりを進めることが我々の使命であることを常に意識し、不撓不屈の精神を持って取り組むこと。

以上を念頭に、次の 4 つの事項を基本的な柱とする。

第一に、令和 8 年度は、「よりそう想い 広がる絆 いいね！がいっぱい 志木のまち」を新たなまちの将来像とする「第二次志木市将来ビジョン（第六次志木市総合振興計画）」がスタートする年である。新規事業はもとより、既存事業を含む全てが新たなビジョンの実現に向けた重要施策であるとの認識のもと、事業の効果を最大限に引き出すための情報発信のあり方など、シティプロモーションの視点を十分に検討、反映させた事業展開を設計すること。

第二に、昨今の気候変動に伴い、喫緊の課題である激甚化・頻発化する気象災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、大雨による冠水対策を強化するなど、選ばれ続ける志木市の実現に向け「新・しき躍進計画 35」に掲げる取組みを遅滞なく推進すること。特に、道路をはじ

めとしたインフラ老朽化対策にあたっては、予防保全が要となることから、優先順位を明らかにして計画的な更新を進めることで、持続可能なインフラメンテナンスサイクルを適正に運用するための必要な予算を計上すること。

第三に、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少が見込まれる中にあることは、子育て世代の流入及び定住が不可欠であることから、しきつ子あんしん子育てサポート事業を充実させるとともに、窓口での手続きにおける利便性の向上など、誰もが安心して子育てしやすい環境づくりに取り組むこと。また、義務教育学校をはじめ教育の質を高める小中一貫教育のさらなる推進により、次世代を担う子ども一人ひとりの可能性を伸ばす事業を企画・立案すること。

第四に、市内公共施設の更新等に伴う公債費負担の増大に加え、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁などによる経常経費の増加が見込まれる中にあっても、将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、国・県の制度改正の動きを迅速かつ的確に捉え、最大限の財源確保に努めること。さらに、事業を漫然と継続することなく丁寧な効果検証を実施のうえ、存廃を含めた手法の見直しなど、徹底して検討した結果を予算要求に反映させること。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方とし、下記の点も熟慮のうえ、令和8年度の予算編成にあたること。

## 記

- (1) 新規事業については、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、魅力ある事業をボトムアップにより考案していくこと。また、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は定性的かつ定量的な指標により設定すること。あわせて、可能な限り事業実施期間を設定するとともに、予定事業費の総額を明らかにすること。
- (2) 既存事業について前例踏襲は認めない。サマーレビューや事務事業の見直し、事業判定会の対象となった事業だけでなく、すべての事務事業についてPDCAサイクルの徹底を図り、過去の決算状況等も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。
- (3) 人件費や燃料価格、資材及び労務単価等が上昇している現状を踏

まえ、既存事業については、引き続き実施することを前提とせず、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、所期の目的を達した事業等、真に今必要な事業を見極め、予算へ反映すること。

- (4) 各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生することが懸念される課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。
- (5) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。
- (6) 「地域共生社会を実現するための条例」に定めた基本理念に則り、地域福祉の推進に寄与する必要な施策を検討すること。
- (7) 会計年度任用職員の新たな任用にかかる予算については、人事課以外からの予算要求を原則認めない。新規事業等において、新たに会計年度任用職員の配置を希望する所属は、事前に人事課と協議したうえで、予算措置の方法を財政課へ確認すること。また、担当課予算にて現に配置されている会計年度任用職員については、役割等を改めて精査し、配置の必要性について十分に検討すること。